

令和7年度 輸送の安全に関する公表（自動車運送事業）

1 はじめに

道路運送法（昭和26年法律第183号）第29条の3、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の7第1項及び鹿児島市交通局自動車安全管理規程（平成19年交通局規程第3号）第17条第1項の規定に基づき、令和7年度の鹿児島市交通局自動車運送事業における輸送の安全に関する情報を公表します。

2 安全方針

- (1) 常に安全意識を高く持ち、お客様の安全の確保を最優先します。
- (2) 関係法令等決められたルールを遵守します。
- (3) 安全を守るための取り組みを絶えず見直し改善します。
- (4) 災害の発生時には、お客様、市民、職員の安全を最優先とし、関係機関と連携して被害軽減を図り、運行の継続に努めます。

3 令和7年度安全重点施策

- (1) 安全確認を行いお客様の安全と安心を守り重大事故を発生させません。
- (2) 関係法令等を必ず遵守すると共に、基本的操作の徹底を行い安全運行に努め、有責事故を発生させません。
- (3) 車両の点検・整備の徹底により、整備不良による車両故障を発生させません。
- (4) 輸送の安全を確保するため、万全な体調管理に努めます。

4 令和7年度安全重点施策の達成状況

- (1) 委託事業所において、自動車事故報告規則第4条（速報）第3条（報告書の提出）に該当する責のない事故が1件発生したため、達成できなかった。
- (2) 13件の有責事故が発生したため、目標を達成できなかった。
- (3) 14件の車両故障が発生したため、目標を達成できなかった。
- (4) 定期健康診断及び、適性診断の結果を踏まえ、健康状態・視覚機能を把握、認識させることで、健康意識の向上と輸送の安全確保に努めた。

また、健康診断結果で再検査対象者に必ず再受診するよう伝え、その他、12月に簡易的なSAS検査、1月にESS評価を実施した。

5 事故等に関する情報

(1) 自動車事故（委託分含む）

令和7年度は、自動車事故報告規則第2条各号に該当する事故が1件発生した。

【過去5年間の自動車運送事業における事故発生件数の推移】

(単位：件)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
人身事故	7	2	1	1	0
物損事故	36	34	39	27	32
両方	0	0	7	6	6
合計	43	36	47	34	38
(有責)	(24)	(19)	(24)	(23)	(19)

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪等） 1件

① 台風12号による大雨の影響で運休

令和7年8月20日 14番 谷山線（11便）

（16時45分から20時45分）の間運休

6 輸送の安全確保のための取組

	研 修 名	期 間	参加者数
1	乗務員添乗指導	4月1日～9月30日	11名
2	春の全国交通安全運動（10日間）	4月6日～4月15日	
3	第1回乗務員全体研修	5月12日～5月16日	100名
4	運転者適性診断（NASVA）	5月17日～8月29日	31名
5	貸切バス事業者講習会（Web開催）	5月26日～7月25日	14名
6	安全運転中央研修所研修	6月2日～6月5日	2名
7	省エネルギー運転（エコドライブ）等研修	6月3日～6月4日	2名
8	運行管理者一般講習	6月6日	1名
9	第2回乗務員全体研修	7月7日～7月11日	101名
10	運行管理者研修（滋賀）	7月8日～7月10日	2名
11	夏の交通事故防止運動（10日間）	7月11日～7月20日	
12	運行管理者一般講習	8月7日	2名
13	大雨による避難バス運行（竜ヶ水地区）	8月8日	0名
14	台風12号による避難バス運行（竜ヶ水地区）	8月20日	0名
15	貸切バス事業者安全性評価認定制度（訪問審査）	8月29日	2名
16	秋の全国交通安全運動（10日間）	9月21日～9月30日	
17	運行管理者一般講習	10月2日	2名
18	第3回乗務員全体研修	10月6日～10月10日	102名
19	整備主任者等定期研修	10月28日	5名
20	運行管理者一般講習	11月6日	2名
21	整備主任者技術研修	11月15日	1名
22	年末年始交通事故防止運動	12月10日～1月10日	
23	第4回乗務員全体研修	12月15日～12月19日	104名

24	年末年始輸送安全総点検	12月23日～12月24日	8名
25	桜島火山爆発総合防災訓練（島外）	1月10日	1名、1台
26	原子力防災訓練	2月7日	1名、1台
27	事故惹起者研修	3月1日～3月13日	11名



第2回乗務員全体研修（R7.7月）



第3回乗務員全体研修（R7.10月）

7 一般貸切旅客自動車運送事業における初任運転者に対して行う安全運転の実技指導

※令和7年度においては、対象者がいなかったことにより、実施していない。

8 輸送の安全のために講じた措置

- ・年4回の乗務員研修や点呼・掲示板等において、事故やヒヤリ・ハットの発生状況・原因など安全運行に対する注意喚起を行うとともに、ドライブレコーダーの実映像を活用した研修を実施することで、事故原因の背景や今後の事故防止策等について認識の共有を図った。
- ・道路工事、イベント・祭り等による臨時的な迂回運行については、点呼時や掲示等で周知を徹底した。

9 輸送の安全に関する投資額

項 目	令和7年度実績	主なもの
乗務員の研修に係る費用	1,446千円	局内全体研修
運行管理者の研修に係る費用	190千円	一般講習・安全マネジメント講習（NASVA）
安全運行対策等に係る費用	21,450千円	バス転回場誘導（谷山・脇田・浜町）
運行管理機器の整備・保守に係る費用	10,013千円	ロケーションシステム保守業務委託料、もくいく手数料等
車両の整備に係る費用	207千円	整備主任者技術研修、各種講習等

1 0 行政処分の情報

行政処分なし

1 1 安全に関する内部監査

運輸の安全マネジメントの実施状況を点検するため、局内の職員で構成された監査チームによる内部監査を実施した。

(1) 目的

関係法令及び安全管理文書が適合し、その実施体制・手順が確立され、PDCAサイクルが適切に機能しているか、安全管理体制上、どのような効果を得られているかを確認する。

(2) 実施日

令和8年1月29日

(3) 監査の結果（所見等）

「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」については、事故・トラブル情報の収集及び報告は適時、適切に実施されており、周知、注意喚起も図られている。

ヒヤリ・ハット情報については、職員が報告しやすいような環境や雰囲気づくりに取り組まれているが、収集される情報量はかなり少ない状況である。

「関係法令等の遵守の確保」については、関係法令等の遵守については、点呼時や研修等において周知徹底が図られており、添乗評価に伴う指導助言等の取組みも実施されている。また、全乗務員の運転記録証明書に基づく指導等が行われ、法令遵守の確保に努めている。

1 2 安全統括管理者に関する情報

バス事業課主幹（運輸係長）

1 3 鹿児島市交通局自動車安全管理規程

別紙のとおり